

岩手県産業廃棄物税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

岩手県産業廃棄物税条例等の一部を改正する条例

(岩手県産業廃棄物税条例の一部改正)

第1条 岩手県産業廃棄物税条例(平成14年岩手県条例第72号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の規定による知事の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。)又は廃棄物処理法第15条の4の3第1項の規定に基づく環境大臣の認定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条の5において準用する同令第5条の8の規定による変更の認定を含む。)若しくは当該認定に係る処理の委託を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(課税客体)</p> <p>第10条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる者に課する。</p> <p>(1) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該中間処理産業廃棄物を生じた者とする。以下この号及び次号において同じ。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の規定による知事の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)又は廃棄物処理法第15条の4の3第1項の規定に基づく環境大臣の認定(同条第3項において読み替えて準用する廃棄物処理法第9条の9第6項の規定による変更の認定を含む。)若しくは当該認定に係る処理の委託を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(課税客体)</p> <p>第10条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる者に課する。</p> <p>(1) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第5項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該中間処理産業廃棄物を生じた者とする。以下この号及び次号において同じ。)</p>

<p>以外の者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>以外の者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者</p> <p>(2) [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(循環型地域社会の形成に関する条例の一部改正)

第2条 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)</p> <p>第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。）を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。）の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者（廃棄物処理法第12条第7項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。）は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 知事は、廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくはこの条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第4項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。第4項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知す</p>	<p>(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)</p> <p>第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。）を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。）の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者（廃棄物処理法第12条第9項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。）は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 知事は、廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくはこの条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第4項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号。第4項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知す</p>

るものとする。

2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の6の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。

3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の6の規定に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。

(1)・(2) [略]

(3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し

るものとする。

2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の2の7の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第15条の3の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。

3 前項の場合においては、第1項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去1年以内の違反行為（廃棄物処理法第9条の2第1項、第14条の3若しくは第15条の2の7の規定に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3の2若しくは第15条の3の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該当する者とする。

(1)・(2) [略]

(3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6各号に掲げる法令（以下「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違

、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者

(4)～(8) [略]

(排出事業者等の責務等)

第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（当該産業廃棄物が産業廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。）は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認（次項において「適正処理能力確認」という。）を行い、その結果を記録しなければならない。

2～4 [略]

(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)

第24条 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項（廃棄物処理法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は産業廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

2・3 [略]

(勧告及び公表)

第27条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けよ

反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者

(4)～(8) [略]

(排出事業者等の責務等)

第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（当該産業廃棄物が産業廃棄物処理法第12条第5項の中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。）は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認（次項において「適正処理能力確認」という。）を行い、その結果を記録しなければならない。

2～4 [略]

(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)

第24条 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項（廃棄物処理法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は産業廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

2・3 [略]

(勧告及び公表)

第27条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けよ

うとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第24条第1項若しくは第2項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしたとき。

(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしたとき。

(3) [略]

2～4 [略]

うとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第24条第1項若しくは第2項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出をしたとき。

(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出をしたとき。

(3) [略]

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部改正)

第3条 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県外産業廃棄物の搬入事前協議)</p> <p>第2条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<u>第12条第3項</u>の中間処理業者を含む。以下「県外排出事業者等」という。）は、県外において生じた産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品を除く。以下「県外産業廃棄物」という。）の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、その搬入を開始しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める</p>	<p>(県外産業廃棄物の搬入事前協議)</p> <p>第2条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<u>第12条第5項</u>の中間処理業者を含む。以下「県外排出事業者等」という。）は、県外において生じた産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品を除く。以下「県外産業廃棄物」という。）の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、その搬入を開始しようとする日の30日前までに、規則で定める</p>

場合は、この限りでない。

2～8 [略]

場合は、この限りでない。

2～8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。